

広報

じんけん

編集・発行
川西市 市長公室 人権推進多文化共生課
〒666-8501 川西市中央町12-1
TEL 072-740-1150
FAX 072-740-1151

～ 出会い 気づき 発見 ～

人権擁護都市宣言・非核平和都市宣言のまち

小学生・高学年の部

あいさつは
気持ちを良くする

愛言葉



清和台南小学校5年

奈良 蒼大 さん

令和7年度

「人権文化をすすめる県民運動」に伴う

人権川柳 コンテスト

優秀賞受賞作品の紹介

今年度も「人権川柳コンテスト」
に市内の小・中学生の皆さんをはじめ
多数ご応募いただきました。
その中で、各部門の優秀賞に選ば
れました4作品をご紹介します。

小学生低・中学年の部

わらうとね
みんなのこころ
あたたかい



牧の台小学校3年

田中 誠弥 さん

一般の部

助けてと
言える勇気が

突破口



大和東1丁目

吉川 理恵子 さん

中学生の部

認め合おう
あなたも持つてる
多様性



川西南中学校1年

板本 想介 さん

第16回

じんけん写真 フォト

データのみで
応募できます！

コンテストinかわにし

作品募集 人権の視点で身近な風景を写してみませんか

共通テーマ 『多文化共生』

応募資格 市内在住、在勤、在学の人

賞

最優秀賞 副賞(QUOカード5千円分)

優秀賞 副賞(QUOカード3千円分)

佳作 副賞(QUOカード1千円分)

※入賞作品は、市の啓発事業に活用します。

締め切り
2025年
9月30日(火)

主催/川西市 (問い合わせ) 人権推進多文化共生課 TEL 740-1150

※応募方法などの詳細は人権推進多文化共生課の
ホームページをご覧ください。 [こちら](#) ➡



こちらから
応募可



パソコンからは↓
<https://logoform.jp/form/tTN6/1168686>



昨年度の入賞作品
テーマ「出会い・気づき・発見」

人権行政推進プラン(第4次改定版)を策定しました

本市では、平成17(2005)年に「人権行政推進プラン」を策定して以降、適宜見直し(改定)を行い、すべての人々が尊ばれ、基本的人権が保障される住みよい社会の実現に向けて人権施策を進めてきました。

今回、人権を取り巻く社会情勢等の変化に伴い、令和5(2023)年11月に「人権問題に関する市民意識調査」を実施し、令和6(2024)年6月に市長の諮問機関である市人権施策審議会へプランの見直しについて諮問しました。同年11月に答申を受け、令和7(2025)年3月に第4次改定版を策定しました。



人権施策審議会からの答申を越田市長に手渡す石元会長(左)

今回の主な改定(版)のポイント(概要)

I 「人権問題に関する市民意識調査」結果(考察)を反映

〈考察〉

① 権利や憲法に関する市民の理解

憲法における権利に対する市民の理解が低い。憲法や人権に対する誤解に基づく意見を肯定する回答が多く、今後の人権教育・人権啓発の大きな課題である。

② 人権侵害への対応

県や市町村以外の公的な機関などに相談した人が少ない。相談体制の充実だけではなく、相談窓口の存在とその機能について広報に努める必要がある。

③ 部落問題に関すること

部落問題に関する差別的な発言に出会った際、それに反発・疑問を感じた人が2割。反発・疑問を感じ、発言の問題性を指摘できる人を増やしていく啓発に取り組むことが重要である。

II 「評価指標」の設定 *新規項目

評価指標	めざす方向性	現 状	目 標
①人権侵害を体験したときに、誰かに相談した市民の割合(人権問題に関する市民実感調査)	↑	28.6% (R5(2023)年度)	40.0% (R13(2031)年度)
②「差別する人だけではなく、差別される人にも問題がある」そう思う、どちらかといえばそう思う人の割合(人権問題に関する市民意識調査)	↓	20.4% (R5(2023)年度)	15.0% (R13(2031)年度)
③「日本国憲法は、国民が守るべきルールである」そう思う、どちらかといえばそう思う人の割合(人権問題に関する市民意識調査)	↓	83.5% (R5(2023)年度)	40.0% (R13(2031)年度)
④「川西市子どもの人権オンブズパーソン」制度について、内容も含めおおむね知っている人の割合(人権問題に関する市民意識調査)	↑	10.6% (R5(2023)年度)	15.0% (R13(2031)年度)
⑤「外国人労働者が増えると治安や風紀などが悪くなる」そう思う、どちらかといえばそう思う人の割合(人権問題に関する市民意識調査)	↓	29.0% (R5(2023)年度)	15.0% (R13(2031)年度)

■ 評価指標の設定理由(抜粋)

- ②について……差別は、差別される側が悪い(問題がある)のではなく、差別する側が悪い(問題がある)のです。憲法は、人種・信条・性別・社会的身分・門地などによって差別されないとする法の下での平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利など、多くの種類の人権を基本的人権として保障しています。
- ③について……令和5(2023)年に実施した「人権問題に関する市民意識調査」によれば、「日本国憲法は、国民が守るべきルールである」という意見を肯定する回答が8割にのぼっていました。大多数の市民が誤解しています。憲法とは、国民の権利・自由を守るために、国がやってはいけないこと、やるべきことについて国民が定めた最高法規です。この憲法の核心というべき点を理解できていなければ、「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」という憲法の三原則の意義も理解できないのではないのでしょうか。憲法は、自分の権利を守り、行使する際の最大の根拠であることを多くの市民が理解することは重要です。

III 総合センターについて(抜粋)(「総合センターの今後のあり方」の答申^{*1}内容を反映)

- 人権施策の拠点として位置づけ、人権啓発事業を充実させる。
- 人権相談事業について、より効果的な取り組みを行う。
- 多文化共生社会の実現をめざした取り組みを進める。
- 施設の稼働率を高める取り組みを進める。

※1 答申は▶



IV 人権課題への取り組み(抜粋)

◆「外国人の人権と多文化共生」の項目について(「川西市多文化共生推進指針^{*2}」の内容を反映)

〈現状と課題〉

近年の国際化時代を反映して、日本に在住(在留)する外国人は年々増加し、本市においても、令和6(2024)年9月30日現在、1,861人の外国籍市民が居住しています。国連においては、昭和23(1948)年の「世界人権宣言」の採択以降、「国際人権規約」「難民の地位に関する条約」「人権差別撤廃条約」等が採択され、国際的な人権基準が形成されてきました。

国においても、一連の人権条約を批准し、平成24(2012)年には、「外国人登録法」が廃止され、平成28(2016)年には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

そのような中で、在住外国人をとりまく社会状況や人権課題は多様化、深刻化してきています。特に、歴史的経緯への理解不足から、在日韓国・朝鮮人をめぐる人権問題は依然として残っています。

近年渡日してきた外国人(ニューカマー^{*3})に対する人権問題も発生しています。

ニューカマーは、日本語の習得が不十分なため、医療、学校、行政等の必要な情報収集が難しく、他との交流が少なくなり、孤立や行政サービスが受けられない等の問題、課題があります。

本市では、平成6(1994)年に「川西市在日外国人教育指針」を策定し、さまざまな取り組みを行っています。

国籍や民族の違いを越え、互いの文化的差異や多様性を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていく多文化共生のまちづくりを推進する必要があります。

※2 「川西市多文化共生推進指針」……本プランと同じ令和7(2025)年3月に策定

※3 「ニューカマー、オールドカマー」……1980年代以降、来日したアジアや南米出身者をニューカマーと呼び、戦前から居住する在日コリアン等旧植民地出身者とその子孫をオールドカマーと呼びます。



★「ヘイトスピーチ」問題

近年、在日韓国・朝鮮人など特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)として頻発するなど人権が著しく侵害される状況が起こっています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感、差別意識を与えるだけでなく、当事者の尊厳を傷つけ、生命への恐怖心を与える可能性もあり、決して許されることではありません。

平成26(2014)年7月には国連自由権規約委員会、同年8月には国連人種差別撤廃委員会から、日本政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されました。平成28(2016)年には、「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、地方自治体も、不当な差別的言動の解決に向けた取り組みに関し、地域の実情に応じた施策を実施するよう努めることと明記されました。

◎その他、感染症に関連する人権として「新型コロナウイルス感染症に関連する人権課題」や「震災等の災害に起因する人権課題」などを新規項目(人権課題)として追加しました。

V 「平和施策について」 *新規項目

〈平和と人権〉

「戦争は最大の人権侵害」と言われるように、平和問題と人権問題は深く関わっています。平和啓発や平和施策を進めていくうえで、人権の視点は、かかすことはできません。本市では、平成元(1989)年に、「非核平和都市宣言」を、続いて、平成3(1991)年に「人権擁護都市宣言」を行い、以後、本格的に平和施策を実施してきました。平成25(2013)年には「平和首長会議」に加盟しました。

今後も「平和と人権」「非核平和都市宣言」の理念のもと、また、平和首長会議の一員として、平和行政を積極的に推進していきます。

令和6(2024)年のノーベル平和賞に日本被団協が受賞

被爆者の立場から核兵器廃絶を訴えてきた日本被団協(日本原子爆被害者団体協議会)が受賞されました。核兵器のない世界を実現するための努力と核兵器が二度と使用されてはならないことを証言によって示してきたことが受賞理由となっています。

【日本被団協】……広島や長崎で被爆した人たちの全国組織で、原爆投下から11年後の昭和31(1956)年に結成されました。当時は、日本のマグロ漁船、「第五福竜丸」の乗組員が、太平洋のビキニ環礁で行われたアメリカの水爆実験で被ばくしたことをきっかけに国内で原水爆禁止運動が高まりを見せていました。日本被団協は、それから68年間にわたり、被爆者の立場から核兵器廃絶を世界に訴える活動や被爆者の援護を国に求める運動を続けてきました。



「川西市人権行政推進プラン(第4次改定版)」の詳細は▶



市の人権に係る主な相談先(抜粋)

相談名	回数	方法	所 管
特設人権相談	月1回	面談	人権推進多文化共生課・法務局伊丹支局(人権擁護委員)
女性のための相談	平日	面談・電話	男女共同参画センター
DV相談	平日	面談・電話	配偶者暴力相談支援センター
セクシュアル・マイノリティ相談	月1回	面談・電話	総合センター
生活人権相談	平日	面談・電話	総合センター
子どもの人権相談	平日	面談・電話	子どもの人権オンブズパーソン
障がい者虐待防止相談窓口	平日	面談・電話	社会福祉協議会障がい者基幹相談支援センター
ヤングケアラー相談窓口	平日	面談・電話	こども若者相談センター
生活困窮者自立相談	平日	面談	地域福祉課・くらしと仕事の応援カウンター

●他に国や県レベルでの電話相談やインターネット相談等も多種あります。



平和モニュメント「瞳」



©川西市 2008

「人権に関わる資料館・博物館」等の紹介

関西地域にはさまざまな人権に関わる資料館や博物館があります。市では、毎年、人権学習・啓発の一環として、バスをチャーターし、主に市内の小学校区人権啓発推進委員会に加入されている市民の皆さん(各地域の委員会への加入は任意にできます)を対象に「現地人権学習会」を企画・実施しています。今までの施設見学やフィールドワーク先は、岡山の「国立療養所長島愛生園」、奈良の水平社博物館、京都の立命館大学平和ミュージアム、大阪人権博物館(※2020年閉館)などがあります。

2024年度においては、あらたな学習・見学先として、京都の「ウトロ平和祈念館」(2022年4月開館)とウトロ地区のフィールドワークを実施しました。(計69名が参加)

本年度はあらたに「神戸在日コリアンくらしとことばのミュージアム」などを計画しています。

『ウトロ地区・ウトロ平和祈念館』とは……

京都府宇治市伊勢田町ウトロ51番地。この地区は、1940年から日本政府が推進した「京都飛行場建設」のために集められた在日朝鮮人労働者たちの飯場跡に形成された集落です。ウトロ地区は、その歴史のなかで、数々の困難を乗り越えてきました。

ウトロ平和祈念館は、ウトロを守りぬいた人々の姿を通じて、人権と平和の大切さ、共に生きることの意味を伝える場、開かれたコミュニティの場、そして日本と朝鮮半島の未来を担う人たちが出会い、交流が深まる場を目指して活動しています。



※祈念館のホームページはこちら



『国立療養所長島愛生園・長島愛生園歴史館』とは……

1930年(昭和5年)に日本初の国立療養所として岡山県瀬戸内市に誕生。当時ハンセン病は感染症ということではわかっていましたが有効な治療法がなかったため、国の政策として療養所への隔離が行われました。

1945年頃特效薬ができ、やがて完全に治癒させることができるようになりましたが、隔離政策は1996年の「らい予防法」廃止まで続きました。ハンセン病という病気は治っているにもかかわらず、入所者はすでに高齢化や差別の現実などで社会復帰が困難な状況で、ほとんどが愛生園を「終の棲家(ついのすみか)」として生活されています。長島愛生園歴史館では、偏見・差別のない社会をつくりあげていくために、ハンセン病の歴史から学ぶことができます。



『水平社博物館』とは……

奈良県御所市柏原=水平社発祥の地に、1986年に人権情報発信基地としての役割を担い、あらゆる差別撤廃に向けた情報を発信する施設として建設されました。

この地での部落差別への闘いの歴史や水平社創立者をはじめとした多くの人たちの歴史的資料が展示されています。1922年の「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と高らかに人間の尊厳と平等をうたい上げた日本で最初の人権宣言といわれる「水平社宣言」の精神や思想にふれることができる施設です。



川西市は、「人権行政推進プラン」及び「多文化共生推進指針」にもとづき、多文化共生のまちづくりをすすめています。

がいくせきしんみんむ そうだん ばしよ お 外国籍市民に向けた相談する場所を置きました

川西市では「多文化共生推進指針」の具体化の一つとして、6月から人権推進多文化共生課に翻訳機を置いて、日本語での会話が難しい市民向けの相談できるところをつくりました。

相談できる日は、市役所が開いている日の9時から17時までです。詳しい内容はこちら➡



しょうちゅうがくせい むりよう にほんご まな ばしよ 小中学生が無料で日本語を学べる場所がありますか？

○川西市総合センター

『けんけんひろば 日本語ひろば』

火よう日・木よう日

① 16:30～17:30 ② 18:00～19:30



このほかに、おとな向けの教室もあります。くわしく知りたいときは、人権推進多文化共生課まで でんわ: 072-740-1150

戦後・被爆80年「折り鶴平和大使」派遣事業の概報

令和7年8月8日～9日、市民公募で選ばれた、川西南中学校1年生の中井紗映さんと牧の台小学校6年生の草島采和さんが長崎の平和祈念式典に市民代表として参列するとともに、折り鶴を奉納してきました。

※折り鶴平和大使の詳細は12月号で報告します。



市民から寄せられた多くの折り鶴(約14千羽)



平和公園(平和祈念像前)での2人

川西市人権擁護委員が表彰されました。

人権擁護と人権思想の普及・高揚に貢献され、全国人権擁護委員連合会長等より表彰されました。

西垣 通豊さん 佐師 孝敬さん
前田 玲子さん 西 佳子さん